

学 則

関西学研医療福祉学院

第1章 総則

(目的)

第1条 関西学研医療福祉学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門課程を設置し、医療と福祉を通して、人間性を培い、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、看護及び介護福祉等に関する専門的知識及び技術を修得させ、広く社会に貢献できる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護福祉士の専門士及びその他医療福祉に関する人材の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、関西学研医療福祉学院（以下「本校」という。）とする。

(位置)

第3条 本校は、奈良市右京1丁目1番5に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名 (昼夜別)	修業年限	入学定員	学級数	総定員
医療専門課程	3年課程 理学療法学科 (昼)	3年	40名	1	120名
	3年課程 作業療法学科 (昼)	3年	40名	1	120名
	2年課程 言語聴覚学科 (昼)	2年	40名	1	80名
	3年課程 看護学科 (昼)	3年	40名	1	120名
社会福祉専門課程	2年課程 介護福祉学科 (昼)	2年	40名	1	80名

2 在学年限は、理学療法学科6年、作業療法学科6年、言語聴覚学科4年、看護学科6年、介護福祉学科4年とする。

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

イ 前期 4月1日から9月30日まで

ロ 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

ハ 夏季休業5週間

ニ 冬季休業2週間

ホ 春季休業2週間

2 前項の規定にかかわらず、学院長が特に必要があると認められるときは、臨時に全部または一部を休業することがある。又は休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程、履修方法および科目の単位数

(教育課程および履修方法)

第7条 本校の教育課程、単位数および履修時間数は理学療法学科(別表1)、作業療法学科(別表2)、言語聴覚学科(別表3)、看護学科(別表4)、介護福祉学科(別表5)のとおりとする。

2 履修にあたっては、前項に規定する教育課程を履修しなければならない。

3 第1項の教育課程のほか、教育上必要がある場合は、学院長は臨時に科目を設けることができる。またその場合において、その科目が必須であれば履修しなければならない。

(科目の単位数)

第7条の2 授業については、履修時間数の1時間を45分とし、90分間の連続をもって2時間(1時間)の内容とする構成とし、次の基準により各科目の単位数を計算するものとする。

(1) 講義・演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習および実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 理学療法学科、作業療法学科の臨床実習、および看護学科の臨床実習は45時間、言語聴覚学科の臨床実習は40時間の実習をもって1単位とする。

第4章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学

(入学時期)

第8条 本校の入学時期は4月とする。ただし、第16条の規定により転入学又は編入学した者は、この限りではない。

(入学資格)

第9条 理学療法学科、作業療法学科、看護学科、介護福祉学科に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

ロ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

ハ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

ニ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ホ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

ヘ 文部科学大臣の指定した者

ト 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

チ 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

2 言語聴覚学科に入学できる者は、4年制大学を卒業した者又は学校教育法第102条に該当する者とする。

(入学志願手続)

第10条 本校に入学を志願する者は、所定の期日までに入学志願書、入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、筆記試験、小論文、面接等を行う。選考に関する事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

ただし、再入学の者については、入学金を免除するものとする。

2 学院長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学、復学)

第13条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって、休学しようとする場合は、所定の休学願及び診断書等を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

2 学院長は、病気その他の理由により修学することが不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、連続して1年以内とする。ただし、引き続き休学しようとする場合は、学院長の許可を受けて最長1年延長することができる。

4 休学期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

5 学生は、休学の期間内にその理由が消滅したとき、または休学期間が満了したときは、復学願を学院長に提出し、その許可を得て復学することができる。

6 第1項の規定により休学した者は、別表6に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

第14条 退学しようとする者は退学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第15条 学院長は、次のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 死亡の届出があった者

(2) 行方不明の届出があった者

(3) 第24条第3項により退学を命じた日から30日以内に所定の手続きをしない者

(転入学、編入学、再入学)

第16条 学院長は、学生数が定員に満たない場合において転入学、編入学又は再入学を許可することができる。

2 第10条、第11条、第12条および第20条は、前項の規定により転入学、編入学又は再入学をする者について準用する。

3 第1項の規定により転入学、編入学又は再入学を許可された者の入学年次並びに就業年限については、単位認定会議又は履修時間認定会議の議を経て学院長が定める。

第5章 成績の評価、単位又は履修時間の認定、進級・卒業の認定および専門士

(試験)

第17条 試験は、原則各学期に科目ごとに行う。また、一科目を複数の教員が分けて授業を行った場合、それぞれの教員別に試験を行うことがある。

2 試験の成績は、各科目ごとに100点満点で採点し、評価は、A（80点以上）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）およびD（60点未満）として、C評価以上を合格、D評価を不合格とする。第20条の規程により認定された科目については認定とする。

第1項の教員別に試験を行った場合、または学期をまたいでいる科目については、各試験成績を当該科目の単位又は履修時間比率で勘案する。

- 3 合格点に満たない科目については、その科目の再試験を行う。
- 4 疾病等やむを得ない理由のため、試験を受けることが出来なかった者に対して、その理由を学院長が認めた者は、追試験を許可する。
- 5 再試験及び追試験を受験する者は、所定の届出により、学院長の許可を受けなければならない。
- 6 原則として各科目の授業時間数の3分の2以上の出席をもって当該科目の試験を受けることができる。
(臨床実習、臨地実習または介護実習)

第18条 臨床実習、臨地実習または介護実習は別に各実習要綱等に定める。

2 臨床実習、臨地実習または介護実習において実習すべき全日数出席が原則である。

(単位又は履修時間の認定)

第19条 単位又は履修時間の認定は、各科目の学科試験成績、臨床実習、臨地実習又は介護実習の成績をもって単位認定会議又は履修時間認定会議の議を経て学院長が行う。

- 2 前項の規定により認定することができなかつた科目については、退学の場合を除き、その科目を再び履修し、学科試験、臨床実習、臨地実習又は介護実習を受け再度単位又は履修時間の認定を受けなければならない。
- 3 当該科目(臨床実習または介護実習を含まない)において疾病等やむを得ない理由の為欠席した場合、当該時間数の3分の2以上の出席がない場合は認定しない。
- 4 臨床実習または介護実習において疾病等やむを得ない理由の為欠席した場合、当該時間数の5分の4以上の出席がない場合は認定しない。

(他において修得した単位又は履修時間の認定)

第20条 学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の看護師等の養成所において修得した単位又は履修時間については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができ、履修免除規程をもって単位認定会議又は履修時間認定会議の議を経て学院長が認定する。

2 理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、看護学科において、前項に規定する学校において修得した単位について認定できる科目は、第7条に規定する教育課程の総取得単位数の2分の1を超えない範囲とする。

3 介護福祉学科において、他において修得した単位又は履修時間の認定は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項から第3項までの規定に基づく学校又は養成施設において修得した科目については、当該学科の総履修時間数の2分の1を超えない範囲とする。

- (2) 第1項に規定する学校で、前号に規定する学校又は養成施設以外の学校において、修得した科目については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則別表第4の介護の領域に係る科目は除くものとする。
- 4 修得した単位又は履修時間認定を希望する者は、学院長に申し出なければならない。ただし、転入学、編入学又は再入学の場合は、入学志願時とする。

第21条 削除

(卒業の認定)

第22条 第7条に規定する教育課程を修了し、全ての単位または履修時間の認定を受けた者について、卒業判定会議の議を経て学院長が卒業を認定する。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。
- 3 卒業の認定を受けた者について、学院長は卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第22条の2 前条の規定に該当する者は、専門士と称することができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第23条 学生として顕著な功績のあった者を、学院長が表彰することができる。

(懲戒)

第24条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、学院長が懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- 3 学院長は、次のいずれかに該当する者に対し、前項の退学を命ずることができる。
- (1) 学則及び本校より指示した規則に対して遵守しない者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (4) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (5) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (6) 病気その他の理由により修学の見込みがなくなった者
 - (7) 第4条第2項に規定する在学年限を越えた者
 - (8) 第13条第3項に規定する休学期間を越えた者
 - (9) 復学の手続きをしない者
 - (10) 第25条第3項の通知を受けた日から30日以内に授業料等を納入しない者

第7章 納付金

(納付金)

第25条 本校の入学金および授業料等の納付金は別表6のとおりとする。

- 2 学生は所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。
- 3 所定の期日までに授業料等を納付しない者については、その旨を本人又は保証人等に通知する。

- 4 一旦納入した納付金はいかなる理由があっても、返還しない。但し、新入生に限り入学前に入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き納付金は返還する。また、在校生において途中で退学した場合は、授業料のみを第5条第2項に規定する前後期の2分割として在籍しない期分は返還する。

第8章 健康管理

(健康管理)

第26条 学生は健康の保持及び病気の早期発見のため、毎年一回以上健康診断を受けなければならない。ただし、学院長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを行うことができる。その他健康管理に関する事項は、別に定める。

- 2 健康増進法第25条の規定により、受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進のため、学校敷地内における喫煙を禁止する。

また、公共等で指定された喫煙場所以外（歩きタバコ含む）での喫煙も禁止する。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第27条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学院長
- (2) 副学院長
- (3) 事務長
- (4) 教員

イ 理学療法学科専任 6名以上（学科長、教務主任含む）

ロ 作業療法学科専任 6名以上（学科長、教務主任を含む）

ハ 言語聴覚学科専任 4名以上（学科長、教務主任を含む）

ニ 看護学科専任 8名以上（学科長・教務主任・実習調整者を含む）

ホ 実習指導教員

ヘ 介護福祉学科専任 3名以上（学科長、教務主任を含む）

- (5) 講師

- (6) 事務職員 5名以上

- (7) 校医

- 2 前項に規定するほか、必要に応じてその他必要な教職員を置くことができる。

- 3 学院長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第10章 運営諸会議

(運営諸会議)

第28条 本校の運営に関する重要事項を審議するため、次の会議、委員会および協議会を置く。

イ 運営会議

ロ 教職員会議

ハ 教務会議

ニ 単位認定会議

ホ 履修時間認定会議

- へ 卒業判定会議
- ト 実習指導者会議
- チ 入学試験委員会
- リ 募集対策委員会
- ヌ 実習協議会
- ル その他学院長が必要と認めたもの

2 運営諸会議等の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第29条 本学則の施行に関し、必要な細則は、学院長が別に定める。

附 則

1 この学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成11年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日以前に入学した者については入学時の学則を適用する。

附 則

1 この学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成21年4月1日から施行する。

2 第19条に規定する単位又は履修時間の認定は、平成21年3月31日以前に入学した者については従前の規程による。ただし、介護福祉学科及び平成21年4月1日に入学した者と同年次の科目を履修する者は除く。

附 則

1 この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

理学療法学科 教育課程

1 基礎分野

科目	第1年次		第2年次		第3年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解									
人文科学									
心理学	15						15	1	
日本語表現法	15						15	1	
倫理学	15						15	1	
医学英語		30					30	2	
社会科学									
社会学	15						15	1	
教育学	15						15	1	
人間関係論	15						15	1	
自然科学									
物理学	15						15	1	
生物学	30						30	2	
情報処理学	15						15	1	
基礎統計学		15					15	1	
保健体育									
レクリエーション実技Ⅰ	30						30	1	
基礎分野計	180	45					225	14	

2 専門基礎分野

人体の構造と機能及び心身の発達									
解剖学									
解剖学Ⅰ-1	45						45	3	
解剖学Ⅰ-2		45					45	3	
解剖学Ⅱ	60						60	4	
解剖学Ⅲ		60					60	4	
体表解剖学Ⅰ	15						15	1	
体表解剖学Ⅱ		15					15	1	
生理学									
生理学Ⅰ	60						60	4	
生理学Ⅱ		60					60	4	
運動学									
基礎運動学Ⅰ	45						45	3	
基礎運動学Ⅱ		45					45	3	
人間発達学									
人間発達学		15					15	1	
小計	225	240					465	31	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進									
病理学概論		30					30	2	
臨床心理学		30					30	2	
臨床医学		30					30	2	
内科学			30				30	2	
老年学				30			30	2	
整形外科Ⅰ			30				30	2	
整形外科Ⅱ				30			30	2	
神経科学Ⅰ			30				30	2	
神経科学Ⅱ				30			30	2	
精神医学			30				30	2	
小児科学		15					15	1	
臨床薬理学			15				15	1	
栄養学	15						15	1	
小計	15	105	135	90			345	23	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念									
リハビリテーション概論Ⅰ	30						30	2	
リハビリテーション概論Ⅱ		15					15	1	
公衆衛生学	15						15	1	
小計	45	15					60	4	
専門基礎分野合計	285	360	135	90			870	58	

3 専門分野

科目	1年次		2年次		3年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎理学療法学									
理学療法学概論	15						15	1	
運動療法学概論		15					15	1	
病態運動学				30			30	2	
臨床運動学				30			30	2	
動作分析学			45				45	2	
小計	15	15	45	60			135	8	
理学療法管理学									
理学療法管理学Ⅰ	15						15	1	
理学療法管理学Ⅱ		15					15	1	
小計	15	15					30	2	
理学療法評価学									
評価学総論	15						15	1	
理学療法評価学Ⅰ		30					30	1	
理学療法評価学Ⅱ		45					45	1	
理学療法評価学Ⅲ			60				60	2	
理学療法評価学Ⅳ			30				30	1	
理学療法評価学Ⅴ			30				30	1	
小計	15	75	120				210	7	
理学療法治療学									
物理療法学		45					45	3	
義肢学				30			30	2	
装具学			30				30	2	
日常生活活動学Ⅰ			30				30	2	
日常生活活動学Ⅱ				30			30	2	
運動療法学			60				60	2	
理学療法治療学Ⅰ				60			60	4	
理学療法治療学Ⅱ			30				30	2	
理学療法治療学Ⅲ				30			30	2	
理学療法治療学Ⅳ				60			60	2	
理学療法治療学Ⅴ				30			30	2	
理学療法治療学Ⅵ				30			30	2	
理学療法総合演習Ⅰ			60				60	2	
理学療法総合演習Ⅱ				60			60	2	
理学療法総合演習Ⅲ(通年)						360	360	12	
小計		45	210	330	180	180	945	43	
地域理学療法学									
地域理学療法学			15				15	1	
地域リハビリテーション学			15				15	1	
生活環境学Ⅰ		15					15	1	
生活環境学Ⅱ			15				15	1	
小計		15	45				60	4	
臨床実習									
臨床見学実習Ⅰ		40					40	1	
臨床見学実習Ⅱ			40				40	1	
臨床評価実習				120			120	3	
臨床総合実習Ⅰ					320		320	8	
臨床総合実習Ⅱ						320	320	8	
小計		40	40	120	320	320	840	21	
専門分野計	45	205	460	510	500	500	2220	85	
総合計	510	610	595	600	500	500	3315	157	
年次合計	1120		1195		1000		3315	157	

4 選択科目

障害者スポーツ論		15					1	15	
レクリエーション概論		15					1	15	
レクリエーション実技Ⅱ			30				1	30	
小計		30	30	0	0	0	3	60	

1単位の授業時間は、講義・演習にあつては15～30時間、実験・実習・実技にあつては30～45時間とする。
臨床実習にあつては1単位を40～45時間とし、合計21単位840～945時間で構成される。

(別表2)

作業療法学科 教育課程

1 基礎分野

科目	第1年次		第2年次		第3年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解									
人文科学									
心理学	30						30	2	
倫理学	15						15	1	
社会科学									
社会学	15						15	1	
教育学	15						15	1	
人間関係論	15						15	1	
自然科学									
数学入門	15						15	1	
物理学		15					15	1	
化学	15						15	1	
生物学	30						30	2	
統計学		15					15	1	
保健体育	30						30	1	
医学英語		30					30	2	
基礎分野計	180	60					240	15	

2 専門基礎分野

人体の構造と機能及び心身の発達									
解剖学									
解剖学Ⅰ(1)	15						15	1	
解剖学Ⅰ(2)	15						15	1	
解剖学Ⅱ(1)	15						15	1	
解剖学Ⅱ(2)	15						15	1	
解剖学Ⅲ(1)	15						15	1	
解剖学Ⅲ(2)	15						15	1	
生理学									
生理学(1)	30						30	2	
生理学(2)		30					30	2	
生理学実習(1)	30						30	1	
生理学実習(2)		30					30	1	
運動学									
運動学(1)	30						30	2	
運動学(2)		30					30	2	
運動学実習(1)	30						30	1	
運動学実習(2)		30					30	1	
人間発達学		30					30	2	
小計	210	150					360	20	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進									
臨床心理学		30					30	2	
一般臨床医学		30					30	2	
内科学			30				30	2	
脳神経外科学			30				30	2	
整形外科(1)			30				30	2	
整形外科(2)				15			15	1	
神経内科学(1)			30				30	2	
神経内科学(2)				15			15	1	
精神医学(1)			30				30	2	
精神医学(2)				15			15	1	
小児科学			30				30	2	
病理学				30			30	2	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念									
障害福祉論	15						15	1	
リハビリテーション概論(1)	15						15	1	
リハビリテーション概論(2)		30					30	2	
公衆衛生学			15				15	1	
小計	30	90	195	75			390	26	
専門基礎分野計	240	240	195	75			750	46	

3 専門分野

科目	第1年次		第2年次		第3年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎作業療法学									
作業療法概論	30						30	2	
基礎作業学		30					30	2	
基礎作業療法学実習Ⅰ	30						30	1	
基礎作業療法学実習Ⅱ	30						30	1	
基礎作業療法学実習Ⅲ	30						30	1	
レクリエーション療法演習			30				30	1	
小計	120	30	30				180	8	
作業療法管理学									
作業療法管理学				30			30	2	
小計				30			30	2	
作業療法評価学									
作業療法評価学概論	30						30	2	
作業療法評価学(1)		30					30	2	
作業療法評価学(2)			30				30	2	
作業療法評価学実習(1)		30					30	1	
作業療法評価学実習(2)			30				30	1	
小計	30	60	60				150	8	
作業療法治療学									
作業治療学Ⅰ(1)			60				60	4	
作業治療学Ⅰ(2)				30			30	2	
作業治療学Ⅱ(1)			60				60	4	
作業治療学Ⅱ(2)				30			30	2	
作業治療学Ⅲ(1)			60				60	4	
作業治療学Ⅲ(2)				30			30	2	
作業治療学Ⅳ(1)			60				60	4	
作業治療学Ⅳ(2)				30			30	2	
作業治療学Ⅴ(1)			30				30	2	
作業治療学Ⅴ(2)				30			30	2	
作業治療学Ⅵ				30			30	2	
作業治療学Ⅶ				30			30	2	
作業治療学Ⅷ				30			30	2	
臨床実習技能評価Ⅰ		30					30	2	
臨床実習技能評価Ⅱ				30			30	2	
臨床実習技能評価Ⅲ(1)					30		30	2	
臨床実習技能評価Ⅲ(2)						30	30	2	
小計		30	270	270	30	30	630	42	
地域作業療法学									
地域作業療法学(1)			30				30	2	
地域作業療法学(2)				30			30	2	
小計			30	30			60	4	
臨床実習									
臨床実習Ⅰ(1)	90						90	2	
臨床実習Ⅰ(2)		90					90	2	
臨床実習Ⅰ(3)			45				45	1	
臨床実習Ⅱ				180			180	4	
臨床総合実習Ⅰ					360		360	8	
臨床総合実習Ⅱ						360	360	8	
小計	90	90	45	180	360	360	1125	25	
専門分野計	240	210	435	510	390	390	2175	89	
合計	660	510	630	585	390	390	3165	150	
年次合計	1170		1215		780		3165	150	

4 選択必修科目

スタディ・スキルズ(1)	15						15	1	
スタディ・スキルズ(2)		15					15	1	
スポーツ・レクリエーション		15					15	1	
レクリエーション概論		15					15	1	
障害者スポーツ論		15					15	1	
作業療法理論概論				15			15	1	
補完代替療法概論				15			15	1	
卒業論文						15	15	1	
作業療法総合演習						45	45	3	
小計	15	60	0	30		60	165	11	
総合計	675	570	630	615	390	450	3330	161	
年次合計	1245		1245		840		3330	161	

1単位の授業時間は、講義・演習にあつては15~30時間、実験・実習・実技にあつては30~45時間とする。
臨床実習にあつては1単位45時間とする。

(別表3)

言語聴覚学科 教育課程

1 専門基礎分野

科目	第1年次		第2年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期			
基礎医学							
医学総論	30				30	2	
解剖学Ⅰ	30				30	2	
生理学		30			30	2	
病理学		30			30	2	
小計	60	60	0	0	120	8	
臨床医学							
内科学		30			30	2	
小児科学		30			30	2	
精神医学		30			30	2	
リハビリテーション医学			30		30	2	
耳鼻咽喉科学	30				30	2	
臨床神経学Ⅰ		30			30	2	
臨床神経学Ⅱ			30		30	2	
形成外科学		15			15	1	
小計	30	135	60	0	225	15	
臨床歯科医学							
臨床歯科医学	30				30	2	
小計	30	0	0	0	30	2	
音声・言語・聴覚医学							
解剖学Ⅱ	30				30	2	
解剖学Ⅲ	30				30	2	
解剖学Ⅳ	30				30	2	
小計	90	0	0	0	90	6	
心理学							
臨床心理学Ⅰ	30				30	2	
臨床心理学Ⅱ		30			30	2	
生涯発達心理学Ⅰ	30				30	2	
生涯発達心理学Ⅱ		30			30	2	
学習・認知心理学	45				45	3	
心理測定法	30				30	2	
小計	135	60	0	0	195	13	
言語学							
言語学		30			30	2	
小計	0	30	0	0	30	2	
音声学							
音声学	45				45	3	
小計	45	0	0	0	45	3	
音響学							
音響学	30				30	2	
聴覚心理学		15			15	1	
小計	30	15	0	0	45	3	
言語発達学							
言語発達学	15				15	1	
小計	15	0	0	0	15	1	
社会福祉・教育							
社会保障制度	15				15	1	
リハビリテーション概論	15				15	1	
医療福祉教育・関係法規	15				15	1	
小計	45	0	0	0	45	3	
専門基礎分野合計	480	300	60	0	840	56	

2 専門分野

科目	第1年次		第2年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期			
言語聴覚障害学総論							
言語聴覚障害概論Ⅰ	30				30	2	
言語聴覚障害概論Ⅱ		30			30	2	
言語聴覚障害診断学Ⅰ			30		30	2	
言語聴覚障害診断学Ⅱ			30		30	2	
小計	30	30	60	0	120	8	
失語・高次脳機能障害学							
失語症Ⅰ-1	30				30	2	
失語症Ⅰ-2		30			30	2	
失語症Ⅱ			60		60	4	
高次脳機能障害学Ⅰ	30				30	2	
高次脳機能障害学Ⅱ		30			30	2	
小計	60	60	60	0	180	12	
言語発達障害学							
言語発達障害Ⅰ-1	30				30	2	
言語発達障害Ⅰ-2		60			60	4	
言語発達障害Ⅱ			30		30	2	
言語発達障害Ⅲ			30		30	2	
言語発達障害Ⅳ		30			30	2	
小計	30	90	60	0	180	12	
発声発語・嚥下障害学							
音声障害			30		30	2	
構音障害Ⅰ		30			30	2	
構音障害Ⅱ			30		30	2	
構音障害Ⅲ		30			30	2	
構音障害Ⅳ			30		30	2	
嚥下障害Ⅰ	30				30	2	
嚥下障害Ⅱ			45		45	3	
吃音			30		30	2	
小計	30	60	165	0	255	17	
聴覚障害学							
小児聴覚障害Ⅰ		30			30	2	
小児聴覚障害Ⅱ			30		30	2	
小児聴覚障害Ⅲ			30		30	2	
成人聴覚障害Ⅰ		30			30	2	
成人聴覚障害Ⅱ		30			30	2	
成人聴覚障害Ⅲ			15		15	1	
補聴器・人工内耳			30		30	2	
視覚・聴覚二重障害			15		15	1	
小計	0	90	120	0	210	14	
臨床実習							
臨床実習Ⅰ		40			40	1	
臨床実習Ⅱ				160	160	4	
臨床実習Ⅲ				320	320	8	
小計	0	40		480	520	13	
専門分野合計(臨床実習を除く)	150	330	465	0	945	63	
専門分野合計	150	370	465	480	1465	76	
総計	630	670	525	480	2305	132	
年次合計	1300		1005		2305	132	

3 選択科目

科目	第1年次		第2年次		時間数	単位数	備考
	前期	後期	前期	後期			
レクリエーション活動援助法							
レクリエーション活動援助法Ⅰ	30				30	1	
レクリエーション活動援助法Ⅱ		30			30	1	
レクリエーション活動援助法Ⅲ			30		30	1	
小計	30	30	30	0	90	3	

*講義及び演習は15時間を1単位、臨床実習は40時間を1単位とする。

(別表4)

看護学科 教育課程

1 基礎分野

科目	第1年次		第2年次		第3年次		単位数	時間数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
科学的思考の基盤									
生物学	30						1	30	
教育学	15						1	15	
情報科学	30						1	30	
統計学	30						1	30	
化学	15						1	15	
人間と生活, 社会の理解									
人間関係論	30						1	30	
カウンセリング	30						1	30	
家族論	30						1	30	
倫理学	15						1	15	
医学英語			30				1	30	
英会話	30						1	30	
芸術	30						1	30	
体育		30					1	30	
小計	285	30	30	0	0	0	13	345	

2 専門基礎分野

人体の構造と機能									
解剖生理学	60						2	60	
生化学		30					1	30	
栄養学	30	30					2	60	
疾病の成り立ちと回復の促進									
薬理学		30					1	30	
微生物学		30					1	30	
病理学		30					2	30	
病態生理学Ⅰ		30					1	30	
病態生理学Ⅱ		30					1	30	
病態生理学Ⅲ		30					1	30	
病態生理学Ⅳ		30					1	30	
病態生理学Ⅴ		15					1	15	
病態生理学Ⅵ		15					1	15	
健康支援と社会保障制度									
医療概論	15						1	15	
公衆衛生学			30				1	30	
社会福祉論			30				1	30	
関係法規			30				2	30	
リハビリテーション論			30				1	30	
小計	105	300	120	0	0	0	21	525	

3 専門分野Ⅰ

科目	第1年次		第2年次		第3年次		単位数	時間数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎看護学									
看護の概念	30						1	30	
看護の展開			30				1	30	
基礎看護技術Ⅰ	30						1	30	
基礎看護技術Ⅱ	30						1	30	
基礎看護技術Ⅲ		30					1	30	
基礎看護技術Ⅳ		30					1	30	
基礎看護技術演習Ⅰ	45						1	45	
基礎看護技術演習Ⅱ		45					1	45	
臨床看護総論		30					1	30	
看護研究			30				1	30	
臨地実習									
基礎看護学									
基礎看護学実習Ⅰ			45				1	45	
基礎看護学実習Ⅱ				90			2	90	
小計	135	135	105	90	0	0	13	465	

4 専門分野Ⅱ

成人看護学									
成人看護学概論		30					1	30	
成人看護方法論Ⅰ-1			30				1	30	
成人看護方法論Ⅰ-2				30			1	30	
成人看護方法論Ⅱ-1			30				1	30	
成人看護方法論Ⅱ-2				30			1	30	
成人看護方法論Ⅲ				30			1	30	
老年看護学									
老年看護学概論		15					1	15	
老年看護方法論Ⅰ-1			30				1	30	
老年看護方法論Ⅰ-2				30			1	30	
老年看護方法論Ⅱ				15			1	15	
小児看護学									
小児看護学概論		30					1	30	
小児看護方法論Ⅰ-1			30				1	30	
小児看護方法論Ⅰ-2				30			1	30	
小児看護方法論Ⅱ				15			1	15	
母性看護学									
母性看護学概論		30					1	30	
母性看護方法論Ⅰ-1			30				1	30	
母性看護方法論Ⅰ-2				30			1	30	
母性看護方法論Ⅱ				15			1	15	
精神看護学									
精神看護学概論		30					1	30	
精神看護方法論Ⅰ-1			30				1	30	
精神看護方法論Ⅰ-2				30			1	30	
精神看護方法論Ⅱ				15			1	15	

科目	第1年次		第2年次		第3年次		単位数	時間数	備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
臨地実習									
成人看護学									
成人看護学実習Ⅰ					90		2	90	
成人看護学実習Ⅱ					90		2	90	
成人看護学実習Ⅲ					90		2	90	
老年看護学									
老年看護学実習Ⅰ					90		2	90	
老年看護学実習Ⅱ						90	2	90	
小児看護学									
小児看護学実習					90		2	90	
母性看護学									
母性看護学実習					90		2	90	
精神看護学									
精神看護学実習						90	2	90	
小計	0	135	180	270	540	180	38	1305	

5 統合分野

在宅看護論									
在宅看護概論			15				1	15	
在宅看護方法論Ⅰ-1			30				1	30	
在宅看護方法論Ⅰ-2				30			1	30	
在宅看護方法論Ⅱ				15			1	15	
看護の統合と実践									
医療安全管理				30			1	30	
国際看護			15				1	15	
災害看護				30			1	30	
看護の統合技術				15			1	15	
臨地実習									
在宅看護論実習					90		2	90	
看護の統合と実践実習						90	2	90	
小計	0	0	60	120	90	90	12	360	
総計	525	600	495	480	630	270	97	3000	

	1年	2年	3年	総合計
時間数	1125	975	900	3000
単位数	41	36	20	97

(別表5)

介護福祉学科 教育課程

領域	教育内容	科目	授業形態	第1年次		第2年次		時間数	
				前期	後期	前期	後期		
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	講義	30				30	
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	講義	30				30	
	社会の理解	社会の理解1	講義	30				30	
		社会の理解2	講義		30			30	
		社会の理解3	講義		30			30	
	人間と社会に関する選択科目	地域福祉	講義・演習			30		30	
レクリエーションワーク 情報処理		講義・演習 演習		30			30		
小計				90	120	30	0	240	
介護	介護の基礎	基礎介護総論1	講義	30				30	
		基礎介護総論2	講義・演習		30			30	
		基礎介護1	講義	30				30	
		基礎介護2	講義	20				20	
		基礎介護3	講義・演習	30				30	
		基礎介護4	講義・演習			30		30	
	基礎介護5	講義・演習			12		12		
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術1	講義	10	20			30	
		コミュニケーション技術2	講義・演習			30		30	
	生活支援技術	生活支援技術1	講義・演習	30				30	
		生活支援技術2	講義・演習	20				20	
		生活支援技術3	講義・演習	30				30	
		生活支援技術4	講義・演習		20			20	
		生活支援技術5	講義・演習		30			30	
		生活支援技術6	講義・演習		30			30	
		生活支援技術7	講義・演習			20		20	
		生活支援技術8	講義・演習			30		30	
		生活支援1	講義・演習	20				20	
		生活支援2	講義・演習		30			30	
	介護過程	介護過程1	講義		30			30	
		介護過程2	講義・演習		30			30	
		介護過程3	講義・演習			30		30	
		介護過程4	講義・演習			30		30	
		介護過程5	講義・演習				30	30	
	介護総合演習	介護総合演習1	講義・演習	30				30	
		介護総合演習2	講義・演習		30			30	
		介護総合演習3	講義・演習			30		30	
		介護総合演習4	講義・演習				30	30	
	小計				250	250	252	60	812
	介護実習	介護実習I-1	実習		35				35
		介護実習I-2	実習		35				35
		介護実習I-3	実習		70				70
		介護実習I-4	実習				35		35
介護実習I-5		実習				21		21	
介護実習II-1		実習				119		119	
介護実習II-2		実習					140	140	
小計				0	140	175	140	455	
小計				250	390	427	200	1267	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化1	講義		30			30	
		発達と老化2	講義			30		30	
	認知症の理解	認知症の理解1	講義	30				30	
		認知症の理解2	講義・演習			30		30	
	障害の理解	障害の理解1	講義		30			30	
		障害の理解2	講義			30		30	
	こころとからだのしくみ	こころのしくみ	講義		30			30	
こころとからだ1		講義	45				45		
こころとからだ2	講義			45			45		
小計				75	135	90	0	300	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア1	講義・演習		30			30	
		医療的ケア2	講義・演習			38		38	
	医療的ケア演習	演習			20		20		
小計				0	30	58	0	88	
合計				415	675	605	200	1895	
選択科目	福祉レクリエーション	福祉レクリエーション	講義・演習	18				18	
		救急法	講義・演習				24	24	
		障害者スポーツ	講義・演習		12			12	
		小計		18	12	0	24	54	
総計				433	687	605	224	1949	

(注) 各科目の履修認定は履修時間とする。但し介護実習に付き、各々定められた施設での実習時間を以て履修とする。

(別表6)

納付金一覧

(単位 円)

学科名	学年	入学金	授業料	施設整備費	合計
理学療法学科	初年度	600,000	1,000,000	450,000	2,050,000
	2年次	——	1,000,000	350,000	1,350,000
	3年次	——	1,000,000	350,000	1,350,000
作業療法学科	初年度	600,000	1,000,000	350,000	1,950,000
	2年次	——	1,000,000	250,000	1,250,000
	3年次	——	1,000,000	250,000	1,250,000
言語聴覚学科	初年度	600,000	900,000	200,000	1,700,000
	2年次	——	900,000	200,000	1,100,000
看護学科	初年度	250,000	700,000	200,000	1,150,000
	2年次	——	700,000	200,000	900,000
	3年次	——	700,000	200,000	900,000
介護福祉学科	初年度	200,000	900,000	100,000	1,200,000
	2年次	——	900,000	100,000	1,000,000

休学期間における在籍料	6万円(半期ごと)	授業料および施設整備費は免除
-------------	-----------	----------------